

令和7年11月4日



ルールを守って道路を守る！！

～一般国道2号で特殊車両の指導取締(令和7年度第8回)を実施します～

福山河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、広島県警察本部と協力し、特殊車両の指導取締を継続的に実施しています。

つきましては、適正な道路管理及び走行車両の安全確保のため、違反車両の撲滅を目指し、今年度8回目の指導取締を実施しますのでお知らせします。

○実施日時：令和7年11月6日（木）9時15分～11時15分
(予備日時：令和7年11月11日（火）9時15分～11時15分)

※雨天等により指導取締実施を中止又は予備日時に変更する場合があります。

○実施場所：一般国道2号 大門取締基地（上り）

福山市大門町野々浜地内：別紙-1参照

○協力機関：広島県警察本部 交通部 交通機動隊

○指導取締内容：「特殊車両通行許可制度」又は「特殊車両通行確認制度」を遵守し適正な走行をして頂くことを目的として、「特殊車両通行許可証」又は「回答書^(注1)」の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反が確認された場合には警告等の指導を行います。

(注1) 「特殊車両通行確認制度」において通行可能経路として発行された「回答書」

○留意事項：取締時のカメラ取材は可能です。なお、取材に関する報道の解禁は指導取締終了以降とさせていただきます。

※取材にお越しになる際は、問い合わせ先の担当まで事前確認をお願いします。

【指導取締実施状況】別紙-2をご参考ください。

※「特殊車両通行許可制度」については別紙-3、
「特殊車両通行確認制度」については別紙-4をご参考ください。

〈問い合わせ先〉

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副所長(道路) 杉原 義和(すぎはら よしかず)

【担当】道路管理課長 田村 繁巨(たむら しげお)

電話番号：(084) 923-2553 (ダイヤルイン)

○福山河川国道事務所ホームページ <https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>



事務所HP

○実施日時：令和7年11月 6日（木）9時15分～11時15分
(予備日時：令和7年11月11日（火）9時15分～11時15分)

○場所：一般国道2号 大門取締基地（上り）福山市大門町野々浜地内



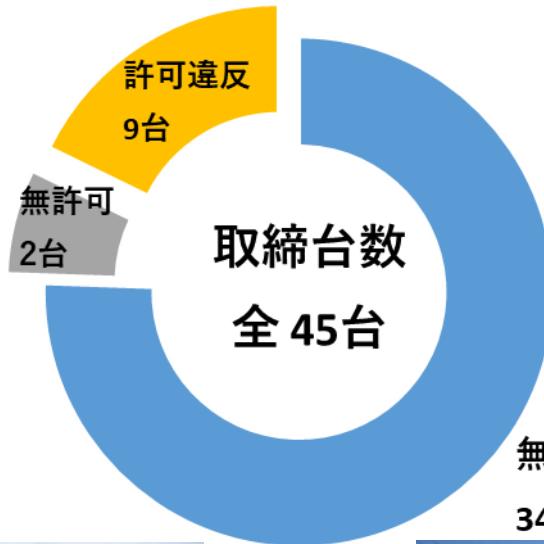
出典：国土地理院地図を基に福山河川国道事務所作成

大門取締基地(上り)【写真】



<令和6年11月～令和7年10月指導取締実施状況>

別紙-2



無違反

34台 取締回数 計 12 回



運転手への状況説明



車両高計測



車両重量計測



車両幅計測

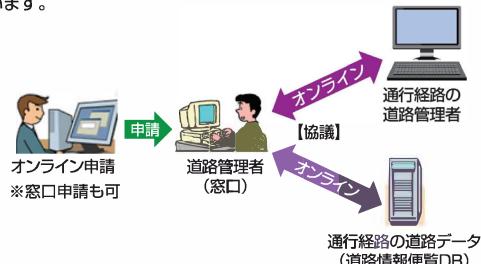


車両長計測

※写真の車両は違反車両ではありません

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関する「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口に申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



[ポイント]

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより最長2年。
※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- 申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

荷主の皆様へ… トラック運送事業者の違反走行に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！



中国地方整備局【特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係サイト

特殊車両通行許可オンライン申請システム http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html	QRコード	全国の申請窓口一覧 http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index0000012.html	QRコード
特殊車両に係る通行規制情報 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html	QRコード	特殊車両通行ハンドブック https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei0000088.html	QRコード

荷主・運送関係の皆様へ
特殊車両が走るには
許可が必要です！

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか？
道路法に基づき定められた
必要な手続きです



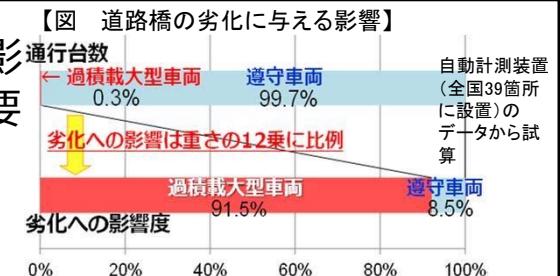
(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

⇒ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発（レッドカード）

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値（国管理道路は最大27t）を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発（レッドカード）の対象とします。（基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による）

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車（バン型）でのレッドカード例

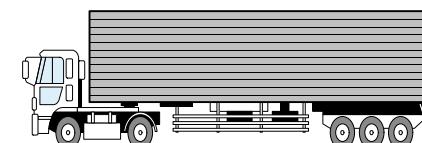
基準×2=54t

27t

27t

基準=一般的制限値27t（セミトレーラ連結車（バン型）の例）

レッドカード条件：「総重量54t以上」



※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値（基準）は、最大25t（国管理道路の場合）

※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合にあっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあっては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条（無許可）により、100万円以下の罰金等

早く簡単、便利な特車手続き

特殊車両通行確認制度

を始めませんか



特殊車両通行確認制度はここが違う!

早い



オンラインで即時完了
すぐ走れます!

簡単



初めての方でも大丈夫!

便利



何度でも無料で
経路検索可能!

特殊車両通行確認システムで、車両登録と経路検索を無料でお試し

ユーザIDの取得、オンラインシステムのご利用はこちらから



<https://www.tks.hido.or.jp/>



「特殊車両通行確認制度」(以下、確認制度)が選ばれる理由!

早い

お客様を逃がしません。急な依頼でも大丈夫!

確認制度の場合



許可制度の場合



簡単

パソコンとインターネットだけで、誰でも簡単手続き!

確認制度の場合



許可制度の場合



便利

確認制度だけの便利機能で特車業務を効率化!



発行済み回答書への経路追加が可能です※1

発行済みの回答書へいつでも経路を追加※2することができるので、再申請の必要はありません。急な目的地や経由地の変更などにも対応できます。

車両登録から経路検索まで無料でお試しができます

条件を変えて何度も経路検索ができるので、最適な通行経路の回答書入手することができます。

※1 経路追加は10kmあたり100円の手数料がかかります

※2 追加する経路は重要物流道路又は大型車誘導区間に接続している必要があります

モデルケース

例えばこんなケースで威力を発揮します



お得意先から急な依頼が来たけど、お届け先は初めての工場だ。今から許可申請したんじゃ間に合わないよ…

ねえ、特殊車両通行確認制度ならオンラインで経路検索して回答書が即時発行されるらしいわよ!



初めての操作で出来るかな? オレ、申請支援システムでは四苦八苦したからな…



申請サイトにはわかりやすいマニュアルや操作説明動画もあるって。それにフリーダイヤルで、オペレータさんが丁寧に教えてくれるそうよ!

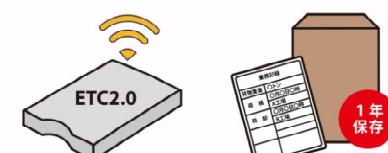


それならオレでもなんとかできそう! お得意先の社長さんも大喜びだ!!



ご利用にあたっての主要要件

- 検索が必要な経路は道路情報便覧の収録道路に限られます。
→ 道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- 車両にはETC2.0車載機の装着・登録が必要です。
→ 通行経路の確認に利用します。
- 積載する貨物の重量に係る記録の1年間保存が必要です。
→ 乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。



①積載する貨物の重量

※重量を確認できる情報(重量換算が可能な貨物の内容と量)でも可。

例:石油○リットル、単位重量及び長さが明らかな鋼材○本、
型式が明らかな自動車○台など。

②貨物の積卸の日時・場所の記載

※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。
(総重量及び測定日時が記載されているもの。)

特殊車両通行確認システムの手続き

車両
登録

- ① 車両登録は新規登録・編集から始めます
- ② 車両情報(自動車登録番号、車両諸元など)を入力
- ③ ETC2.0車載器情報を入力(トレーラを除く)

車両登録手数料(1台あたり5,000円／5年間有効)の支払い

※トレーラの登録は無料です

※車両登録手数料が未払い状態でも、経路検索のお試しができます

経路
確認

- ① 経路検索は新規作成・編集から始めます
- ② 登録車両から経路確認車両を選択、積載貨物情報の入力
- ③ 経路検索方法の選択(2地点双方向2経路検索／都道府県検索)
- ④ 起終点(経路検索方法により、経由地や走行都道府県)入力

通行可能経路を自動検索(※)

- ① 起終点と経由地を入力すると、通行可能経路を自動検索します
- ② 検索できない場合がありますが、起終点を変更して何度でも無料で再検索することができます

回答書
発行

通行可能経路を確認して、オンラインで手数料をお支払い

2地点双方向2経路検索…確認1件あたり600円
都道府県検索…確認1件あたり400円(1都道府県あたり)
追加経路…追加1経路あたり100円／10km
※手数料支払い前は、何度でも経路検索のお試しが出来ます。

「回答書」(1年間有効)の発行(オンラインシステムからダウンロード)

確認した経路を走行開始

特殊車両通行確認制度に関するお問合せはこちらへ



TEL 0120-161-948(トウロクトクシャ)
FAX 03-6280-8574
E-MAIL hido-tks-info@tks.hido.or.jp

電話受付時間：9:00～17:30(土日祝日を除く)